

葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）助成金交付要綱

令和5年7月26日

5 葛都住第380号

区長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、葛飾区優良集合住宅認定制度要綱（令和4年7月21日付け4葛都住第343号。以下「認定要綱」という。）に基づく子育て型の認定を受けた集合住宅（以下「子育て型優良集合住宅」という。）の整備に要する費用の一部を助成することにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給促進を図るとともに、子育て世帯が子育てに適した住環境を選択しやすい環境づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例（令和4年葛飾区条例第4号）及び認定要綱で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て交流促進施設 東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱第3第1項第2号に規定する施設をいう。
- (2) 子育てコラボレーション 子育てを目的とした特徴ある優良集合住宅を整備するために行う、他企業との共同開発（空間デザイン、内装デザイン、外装デザイン及びインテリアデザインを対象とするものに限る。）による事業をいう。

（助成対象者）

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、認定要綱第4条に規定する申請者とする。ただし、独立行政法人を除く。

(助成対象住宅)

第4条 助成金の対象となる集合住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子育て型優良集合住宅であること。
- (2) 認定要綱別表子育て型の項に規定する認定対象住戸の入居者が、賃貸借契約日又は不動産売買契約日において子育て世帯（同一世帯に12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子（胎児を含む。）がいる世帯をいう。以下同じ。）であること。
ただし、次に掲げる期間を過ぎても入居者を確保できない場合は、この限りでない。
ア 賃貸住宅の入居者を募集しようとする場合にあっては、子育て世帯に限定して募集する期間
イ 分譲住宅（中古住宅として分譲するものを含む。）の入居者を募集しようとする場合にあっては、子育て世帯に限定して販売する期間

(助成対象事業)

第5条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象住宅を整備する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 賃貸新築型整備事業（子育て型優良集合住宅を供給するために賃貸住宅の新築を行う事業をいい、子育て交流促進施設の整備事業及び子育てコラボレーションを含む。）
- (2) 賃貸改修型整備事業（子育て型優良集合住宅を供給するために賃貸住宅の改修を行う事業をいい、子育て交流促進施設の整備事業及び子育てコラボレーションを含む。）
- (3) 分譲新築型整備事業（子育て型優良集合住宅を供給するために分譲住宅の新築を行う事業をいい、子育て交流促進施設の整備事業及び子育てコラボレーションを含む。）
- (4) 分譲改修型整備事業（子育て型優良集合住宅を供給するために分譲住宅の改修を行う事業をいい、子育て交流促進施設の整備事業及び子育てコラボレーションを含む。）

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次の表に掲げる区分ごとに助成対象事業に要する経費（以下「助成対象事業費」という。）に助成率を乗じた額とする。ただし、認定申請住戸数に助成限

度額を乗じた額、子育て交流促進施設の助成限度額及び子育てコラボレーションの助成限度額を合算した額を限度とする。

2 事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用は、助成の対象としない。

区分	新築		改修	
	賃貸	分譲	賃貸	分譲
助成 基本額	助成対象事業費	認定対象住宅（子育て型）の新築に係る費用		認定対象住宅（子育て型）の改修に係る費用
	助成率	1/5	1/10	1/2
助成 限度額	認定申請住戸	300万円/戸	150万円/戸	300万円/戸
	子育て交流促進施設	625万円/棟		
	子育て コラボレーション	300万円/棟		

3 第1項の規定にかかわらず、助成金は、予算の範囲内で交付するものとし、1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

(全体設計の承認申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象事業が複数年度にわたる場合は、初年度における第10条の規定による申請をする前に、当該事業に係る事業費の総額、完了の予定期日等について、次条の規定による承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）全体設計（変更）承認申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 全体設計表（別紙1）

- (2) 工程表
- (3) 付近見取図
- (4) 工事内容説明資料
- (5) 助成対象事業に係る工事の契約書、見積書等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(全体設計の承認及び不承認)

第8条 区長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適正であると認めるときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）全体設計（変更）承認通知書（第2号様式）により、当該申請が不適正であると認めるときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）全体設計（変更）不承認通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(全体設計の変更申請)

第9条 前条の規定により承認を受けた者は、全体設計の内容を変更しようとするときは、速やかに、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）全体設計（変更）承認申請書に次に掲げる図書を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 全体設計表
- (2) 工事内容変更説明資料
- (3) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をしたときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）全体設計（変更）承認通知書により、変更の承認をしないときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）全体設計（変更）不承認通知書により、当該申請をした者に通知する。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象事業に係る工事に着手する前（複数年度にわたる場合は、初年度における申請に限る。）に、葛飾区優良集合住宅

整備事業（子育て型）助成金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる図書を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 交付申請額の算出方法（別紙2）
- (2) 工程表
- (3) 仮認定結果通知書の写し
- (4) 付近見取図
- (5) 工事内容説明資料
- (6) 助成対象事業に係る工事の契約書、見積書等の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）は、初年度以外の年度における交付申請については、会計年度ごとに行わなければならず、助成金の交付を受けようとする年度の開始後、速やかに助成金交付申請書に前項各号に掲げる図書を添えて、区長に申請しなければならない。

3 前2項の規定による申請に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請するものとする。

（助成金の交付決定）

第11条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを適當と認めるときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）助成金交付決定通知書（第5号様式）により、助成金を交付することを不適當と認めるときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）助成金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

3 区長は、助成金の交付の決定を行うに当たっては、第10条第3項により当該助成金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 区長は、助成金に係る消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定又は消費税の申告後において清算減額又は返還を行うことを条件として付し、交付の決定を行うものとする。

(助成対象事業の内容変更等)

第 12 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）が、助成対象事業の内容又は助成対象事業費の変更をしようとするときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）変更承認申請書（第 7 号様式）により、変更内容が分かる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めたときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）交付決定変更承認通知書（第 8 号様式）により、申請が不適正であると認めたときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）交付決定変更不承認通知書（第 9 号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

3 第 1 項に規定する軽微な変更は、助成金の額に変更を生じない事業内容のうち、区長が承認を要しないと認めるものとする。

(助成対象事業の中止又は廃止)

第 13 条 助成事業者が、助成対象事業を中止又は廃止をしようとするときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）中止・廃止承認申請書（第 10 号様式）により、助成対象事業の状況が分かる資料を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めたときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）中止・廃止承認通知書（第 11 号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第 14 条 区長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の進行状

況についての葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）遂行状況報告書（第12号様式）の提出を求め、その進行状況を調査することができる。

（実績報告）

第15条 助成事業者は、助成対象事業に係る工事が完了したとき若しくは第8条若しくは第9条第2項の規定により承認を受けた助成対象事業のうち交付決定に定めた各年度の出来高に到達したときから20日以内又は助成対象事業を実施した日の属する年度が終了する日までに、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）実績報告書（第13号様式）に次に掲げる書類（助成対象事業に係る工事が複数年度にわたる場合であって、当該事業に係る工事が完了していないときは、第2号に掲げる書類を除く。）を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）交付決定通知書の写し
 - (2) 認定証交付通知書の写し
 - (3) 助成金精算調書（別紙3）
 - (4) 請求書、領収書又は送金伝票（出入金を確認できるもの）の写し
 - (5) 工程表
 - (6) 整備した内容が分かる図面及び写真
 - (7) 入居者の募集に関する資料
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの
- 2 助成事業者は、実績報告書を提出するに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金の額から減額して報告するものとする。

（助成金の額の確定）

第16条 区長は、前条に定める実績報告書の提出があったときは、必要な調査を行い、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）助成額確定通知書（第14号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

2 区長は、額の確定を行うに当たっては、前条第2項の規定により当該助成金に係る消

費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

(請求及び交付)

第 17 条 助成事業者は、前条の規定による助成金の額の確定通知を受けたときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）助成金請求書（第 15 号様式）により区長に助成金の請求をするものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成事業者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条又は第 12 条の規定により決定した内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象事業が全て完了した日から 10 年を経過した日までの間に、認定要綱第 3 条第 3 項に規定する子育て型に係る認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が適當でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により決定を取り消したときは、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）助成金交付決定取消通知書（第 16 号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第 19 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(報告及び検査)

第 20 条 区長は、必要があると認めるときは、隨時検査を行い、助成事業者に対し報告を求めることができる。

(管理・運営)

第 21 条 助成金が交付された助成対象住宅に係る東京こどもすくすく住宅認定制度要綱(平成 28 年 2 月 22 日付け 27 都市住民第 1444 号)第 12 の規定により選任した管理・運営責任者は、助成対象事業が全て完了した日以後 10 年間は年に 1 度、適合性、利用状況及び管理状況について、葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）管理・運営状況報告書（第 17 号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 子育て型に係る認定要綱第 3 条第 3 項に規定する認定基準に適合していることが分かる図書等
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(経理書類の保管)

第 22 条 助成事業者は、助成対象事業に要した費用について他の経費と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておかなければならぬ。

(取得財産の処分)

第 23 条 助成事業者は、助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあっては耐用年数）以内に区長の承認なく助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

(他の制度による助成金等との調整)

第 24 条 他の制度による補助金等を受領する場合は、助成金の額から除外しなければなら

ない。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）に定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。